

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

【評価責任者】 廃棄物対策課長 由田秀人

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - ( 3 ) 一般廃棄物対策 ( 排出抑制、再生利用、適正処理等 )
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。
予算額	111,418,017千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。
達成状況	一般廃棄物の再生利用、適正処理等が推進されている一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向にある。

下位目標1	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。				
指標	H9年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度
	53百万トン	55百万トン	55百万トン		49百万トン
達成状況	平成13年度において一般廃棄物の排出量は平成9年度比で3%増となっており、排出量は前年度とほぼ同量となっている。				

下位目標2	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。				
指標	H9年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度
	11%	14%	15%		24%
達成状況	平成13年度において一般廃棄物のリサイクル率が約15%となっており、順調に増加している。				

下位目標3	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。				
指標	H9年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度

	12百万トン	10.5百万トン	9.9百万トン		6.4百万トン
達成状況	平成13年度において一般廃棄物の最終処分量は平成9年度比で17%減少しており、順調に削減が進んでいる。				

下位目標4	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。				
指標	H9年	H13年	H14年	目標値	H14年度末
	5,000g-TEQ	812g-TEQ	370g-TEQ		310g-TEQ
達成状況	平成14年において一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は平成9年比で93%減少しており、順調に削減が進んでいる。				

下位目標5	廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。				
達成状況	適切な処理施設の整備が行われているが、最終処分場については残余容量の地域格差が大きいという問題がある。				

下位目標6	市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。				
達成状況	市町村に対して技術的・財政的支援を行っており、生活環境の保全が図られている。				

## 評価、及び今後の課題

評価	【必要性】(公益性、官民の役割分担等)
	近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
	大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務とされている。
	このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要となっている。
	国においては、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められ

ている。

市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

【有効性】(達成された効果等)

平成13年度の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、図1に示すように、昨年度とほぼ同量となっている。

平成13年5月に公表された廃棄物処理法に基づく国の基本方針では、一般廃棄物の排出量を平成22年度において、平成9年度比で約5%削減することを目標としている。

一般廃棄物の排出量削減のためには、国民、事業者、地方公共団体、国が適切な役割分担の下でさらに積極的な取組を図ることが重要である。

一般廃棄物のリサイクル率については、図2に示すように毎年着実に増加しており、容器包装リサイクル法の浸透等により、今後更に増加することが予想される。

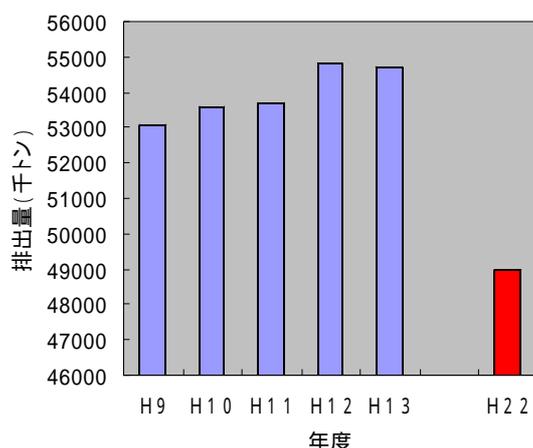


図1 一般廃棄物の排出量

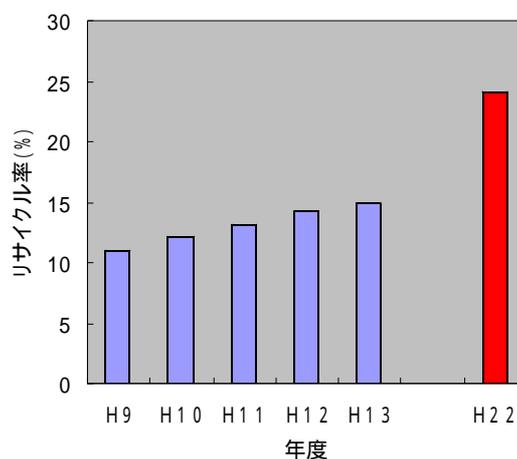


図2 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物の最終処分量については、図3に示すように、毎年順調に減少している。

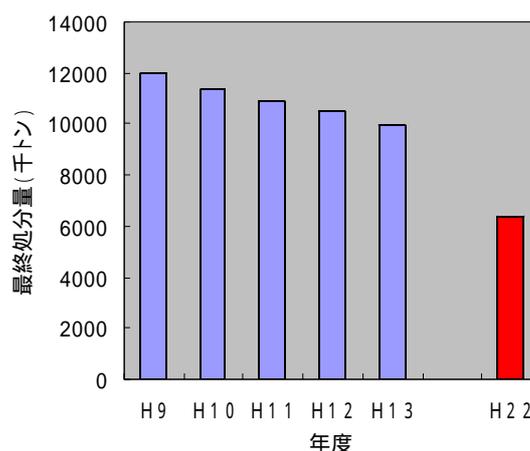


図3 一般廃棄物の最終処分量

一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量についても、図4に示すように毎年順調に減少している。

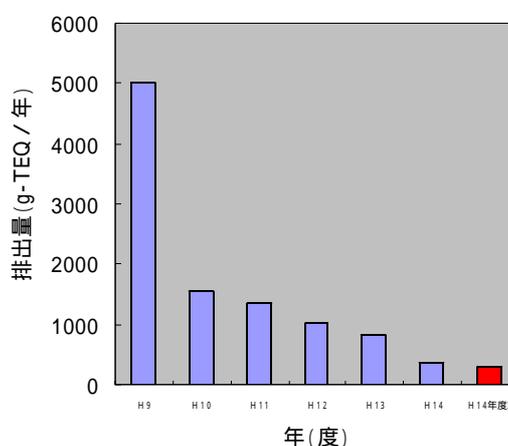


図4 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量

平成12年9月に策定された「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」では、一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量を平成14年度末において310g-TEQ/年とすることを目標としており、この目標を達成できる見込みとなっている。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

一般廃棄物処理施設整備事業においては、市町村等が整備計画の作成に当たって費用対効果分析を行い、国はその分析結果を踏まえて補助採択を決定することにより、効率性の一層の向上を図っているところである。

今後とも循環型社会の形成に向け、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進していくことが必要である。

<目標に対する総合的な評価>

一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分が推進されている。

引き続きこれらの推進のための施策を講じつつ、今後とも必要に応じて見直しを行っていくことが必要である。

<p>今後の課題</p>	<p>循環型社会構築のために必要な処理施設やリサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等をこれまで以上に充実するなど今後とも着実に実施していく必要がある。</p> <p>一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量については、その目標を達成する見込みが得られたところであるが、引き続き適切な廃棄物処理施設整備や維持管理基準の徹底等によるダイオキシン類の排出削減を図っていくことが必要である。</p> <p>最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が求められている。</p> <p>平成14年12月からのダイオキシン規制に適合できないなどの理由で廃止された一般廃棄物焼却施設について、平成16年度よりその跡地を利用し新たな廃棄物処理施設を整備する場合に、当該廃焼却施設の解体費に対して補助を行うこととしている。</p> <p>今後、本制度の活用等により、廃焼却施設の適切な解体を図る必要がある。</p> <p>過去未規制だった最終処分場が現在問題となっている事例があり、その適正化が求められている。</p>
--------------	---

**政策への反映の方向性**

反映方向分類	理由の説明
1	<p>一般廃棄物の処理について、発生抑制や安全かつ適正な循環的利用及び処分を推進するため、より効果的な体制や施設の整備・調査研究・技術開発等を行う必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - ( 3 ) 一般廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）	
施策共通の 主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助（109,732百万円）</li> <li>・ 廃棄物処理施設整備事業調査費（51百万円）</li> <li>・ 廃棄物処理等科学研究費補助（1,150百万円）</li> </ul>	
事務事業名 （関連下位目標番号）	事業の概要	主な政策手段等
一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進 （下位目標1、2、3、5、6）	<p>・ 循環型社会を構築するため、国民及び事業者への普及啓発、研究開発の推進、再生利用認定制度の円滑な活用等による、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミゼロ型社会推進事業費（86百万円）</li> <li>・ 広域的処理に係る環境大臣認定制度の創設及び申請の手引きの策定</li> <li>・ 再生利用認定制度の申請の手引きの策定</li> <li>・ 一般廃棄物処理事業等調査</li> <li>・ ごみ有料化に係る調査</li> <li>・ ごみゼロ推進全国大会の開催</li> </ul>
廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進 （下位目標2、3、4、5、6）	<p>・ 廃棄物の減量化に係る目標を達成するため、焼却等に係る中間処理施設の計画的な更新、改良等により必要な施設を確保するとともに、再生に係る施設について必要な施設の整備を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額（1,242百万円）</li> <li>・ 汚泥再生処理センター性能指針の改正</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設等に対する税制優遇措置・財政投融资制度</li> </ul>
地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置 （下位目標2、3、4、5、6）	<p>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項の規定などに基づく、地方公共団体に対する必要な技術的及び財政的援助。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助金（200百万円）</li> <li>・ 災害廃棄物処理事業費補助金（50百万円）</li> </ul>
生活環境保全のため の処理基準の設定等、	<p>・ 一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ固形燃料に関する実態調査及び製造・利用に関するガイ</li> </ul>

一般廃棄物の適正処理の推進 (下位目標 4、6)	の設定・見直しを行い、生活環境の保全を図る。	ドラインの作成 ・一般廃棄物処理施設等からのダイオキシン類排出量実態調査
-----------------------------	------------------------	---